

赤塚福祉会

入園のしおり

(重要事項説明書)



当園をご利用の皆様へ

認定こども園利用にあたりましては重要事項説明書をよくお読み頂き、園の方針にご理解いただいた上でご検討ください。

この施設は、お子様をお預けになる保護者様と引き受ける施設の職員との信頼関係は基より子どもと子ども、大人と子ども、保護者と保護者が互いの人格を尊重し人権を保障し、より良い人間関係を築きながら共に育ち合う場です。

当園では保護者の方からのご意見、ご要望や苦情に丁寧に対応するよう努力しておりますが、対応によっては不満が生じてしまわれる事もあるかと思えます。その様な際はP15に記載しております、苦情解決第三者委員の相談窓口を設置致しておりますので遠慮なくお伝えいただき話し合い理解し合う事で共にお子様の成長を願っていただけたいと思っております。

又、園に対しての再三のご不満や苦情が出て来るような場合には、転園/退園を含めてご検討願う場合があります事をご理解の上双方合意の上での契約とさせていただきます。

重要事項説明書でお伝えする下記事項は特に園の規則他、社会的ルールとなります。必ずお守り下さい。

1. 送迎の際は、歩行者の安全等に気を配り入出庫して下さい。
登降園の際は、ご自分のお子様の手を放さず事故のない様にお願いします。
2. 暴力行為、大声または暴言、脅迫的行為、セクシャルハラスメントなどの迷惑行為はお断りいたします。
3. 園の敷地内と園舎、並びに送迎時の駐車場、行事で利用する施設は全て禁煙となっております。喫煙は絶対にお断りいたします。
4. 敷地内において、許可を得ない物品の販売、パンフレット等の配布、掲示、撮影、演説および寄付などの依頼・勧誘などを行うことはできません。

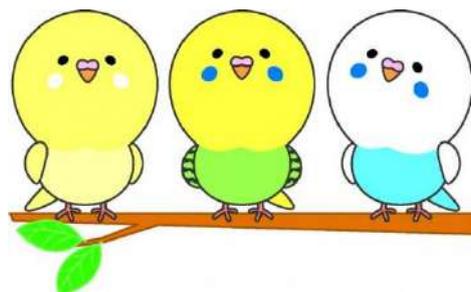
※ 重要事項説明書に記載の内容をお守りいただけない場合は、利用契約解除（退園）となる場合があります。
ご協力いただきます様、お願い申し上げます。



もくじ



- * 当園をご利用の皆様へ（P2）
- * もくじ（P3）
- * 法人の概略/施設の概略（P4～P5）
- * 入園・退園・卒園について（P6）
- * 教育・保育の理念・基本方針（P7～P8）
- * 教育・保育時間（P9）
- * 利用料金・延長保育料他（P10～P11）
- * 登降園システムについて（P12）
- * 緊急連絡先について（P13）
- * プライバシーの尊重と保護（P14）
- * 日課（P15）
- * 年間予定（P16～P17）
- * 食事（P18～P20）
- * 食育の目標（P21～P22）
- * お子様を災害から守るために（P23）
- * 万が一に備えて保険に加入しています（P24）
- * もちもの（P25～P27）
- * 園児の健康管理（P28～P30）
- * 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守る為に（P31）
- * マダニ刺咬予防と対策について（P32）
- * 虫に刺された時の対応法について（P33）
- * 集団生活等における与薬について（P34～P36）
- * 感染症について（P37）
- * 感染症の登園基準（P38）
- * 保険の加入状況・緊急時における対応方法
 - ・園での事故による与薬について（P39）
- * 園に対してのご意見、ご要望について（P40）



法人の概略

1. 法人本部 新潟市西区赤塚 2783 の2番地
社会福祉法人 赤塚福社会
(幼保連携型認定赤塚こども園内)
TEL 025-239-2565
FAX 025-239-2565
2. 経 営 幼保連携型認定赤塚こども園^(H29.4 認可)
幼保連携型認定なの花こども園^(H29.4 認可)
3. 代 表 者 理事長 中野 耕一
4. 法人設立 昭和44年 4月

施設の概略

1. 施設名 幼保連携型認定赤塚こども園
所在地 〒950-2261
新潟市西区赤塚 2783 の2番地
TEL 025-239-2565
FAX 025-239-2565
定 員 95名 (1号認定含む)
2. 施設名 幼保連携型認定なの花こども園
所在地 〒950-2261
新潟市西区赤塚 2362 の1番地
TEL 025-239-3155
FAX 025-239-3155
定 員 95名 (1号認定含む)

【休業日】

項目	期間	1号認定	2・3号認定
夏季休業	R7年8月12日～ R7年8月16日 (日曜含まず5日間)	休業 (必要な方は休業保育)	通常保育
冬季休業	R7年12月29日～ R7年1月3日 (日曜含まず6日間)	休業	R7年12月29日～ R8年1月3日 (6日間)
春季休業	R8年3月23日～ R8年3月31日 (日曜含まず8日間)	休業 (必要な方は休業保育)	通常保育

- ・その他、感染症の蔓延の恐れがある場合や、災害等で危険が想定される場合等、園長の権限による学級閉鎖や全園児休園とすることが認められています。
- ・1号認定の方で預り保育を必要とされる方は、園独自の減免がありますのでお申し出下さい。

教育を行う学期及び時間数

第1学期：4月 1日～ 8月 9日 最低 600時間 (新入園児は4月4日～)

第2学期：8月18日～12月27日 最低 600時間

第3学期：1月 5日～ 3月21日 最低 300時間

開園時間

【月～金曜日】

7時30分～19時00分

1号認定 標準教育時間 9時00分～16時00分

2・3号認定 保育標準時間 7時30分～18時30分

保育短時間 8時00分～16時00分

【土曜日】

7時30分～17時00分

1号認定 休業 (必要な方は預り保育)

2・3号認定 保育標準時間 7時30分～17時00分

保育短時間 8時00分～16時00分

職員構成

園長・副園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭・保育教諭

保育士・栄養士・調理員・保育補助員・事務員

学校小児科医・学校歯科医・学校薬剤師・顧問弁護士

入園・退園・卒園について

入 園

【1号認定申請の場合 満3歳以上】

- 
- ① 保護者が園に利用認定の申請をします。
 - ② 園長が入園内定をします。
(入園希望が多い場合は、園長が面接の上選考基準に基づいて決定します。)
選考基準：1号の入園を希望している方で
 1. 園の方針を理解し賛同して下さる方。
 2. 兄弟・姉妹が在園している場合は優先して入園できる。
 3. 保護者の心身の不調により、寄り添いが必要と考えられる方。
 4. 両親の就労により入園を希望しているが2号入園が困難であり入園が必要と認められる方。
 - ③ 保護者が園に利用認定申請書を提出したのち、園が新潟市へ書類を提出します。
 - ④ 新潟市からの「認定証」が園を通じて保護者に交付されます。
 - ⑤ 園と保護者で直接契約を交わします。
 - ⑥ 当園は月初めからの入園となります。月の途中での認定変更・入園はできません。

【2号認定(3～5歳児)・3号認定(0～2歳児) 申請の場合】

- ① 保護者が新潟市に希望保育施設を申し込むと同時に利用認定の申請をします。
- ② 新潟市が保護者の「保育の必要性」を認めた場合、申請希望、施設などの状況に応じて利用調整をして園、保護者に新潟市より通知し認定証が交付されます。
- ③ 保護者は決定後、園と直接契約を交わします。

退園・転園

- ① ご家庭内で何か変更があった場合は、変更届が必要となりますのでご連絡下さい。
- ② 出産後育児休業を取得される方につきましては、変更届が必要になりますので園の方へ連絡を頂きますようお願い致します。
- ③ 他園へ転園される時には、園にお知らせ下さい。「転園届」の提出が必要です。
- ④ 退園は前月15日までに、園にお知らせ下さい。「退園届」の提出が必要です。

教育・保育の終了

- ① 1号認定・2号認定のお子様が小学校に就学する年の3月末日をもって終了します。
✧ 園の教育、保育課程を修了した者には、「修了証書」を交付します。
- ② 2号認定・3号認定の保護者が、法に定める施設給付の支給条件に該当しなくなったときに終了します。
- ③ その他、契約の不履行等、施設の利用の継続に重大な障害や困難が生じた時には教育、保育が終了(利用契約解除)します。
(例：園に対しての度重なる不満により、相互の信頼関係の修復が困難と判断される場合)

教育・保育の理念・基本方針

教育・保育の理念

1. 教育基本法、児童福祉法、認定こども園法等に基づいた学校教育と児童福祉機能を持ち合わせた施設であり子育て支援を行う。
当法人は子どもの最善の利益を考慮しながら子どもが自分で考え主体的に望ましい未来を作り出す力の基礎を担う教育・保育を提供します。
2. 家庭とのつながりを大切にして、子どもの健やかな成長をはかり職員が力を合わせて子どものために教育・保育の研鑽に努める園を目指します。

教育・保育の基本方針

1. 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活のもと自己を十分に発揮しながら活動できる環境を用意し健全な心身の発達を図る。
2. 豊かな人間性を持った子どもを育成する。
3. 家庭や地域社会との連携を図り保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。
4. 地域における子育て支援のために乳幼児などの教育・保育に関する相談に応じ助言するなどの社会的役割を果たす。

教育・保育内容について

- 心を耕す教育・保育、自然を体感できる教育・保育 ●●
- 一人一人の個性や気持ちを大切にシキメ細かい対応をします。
- 遊びを通して豊かな自然を体感できる活動を大切にします。
- 0歳からの絵本の読み聞かせやわらべうたを大切にします。
- 身体的な機能の発達が促せるよう戸外活動やリトミックを大切にします。
- 情緒面の発達が促せるよう周りの環境を大切にします。
- 元気に挨拶ができる関わりを大切にします。
- 自分の気持ちをしっかり表現できる関わりを大切にします。

園の目標



子どもの生活、活動すべてが教育・保育です。
これを教育・保育指針としています。



教育・保育時間

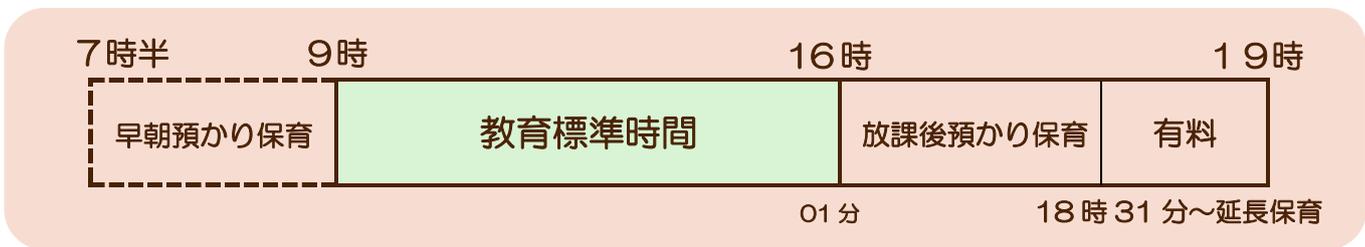


<教育標準時間利用 1号認定>

【放課後預かり保育を希望するときは当園にて手続きをします】

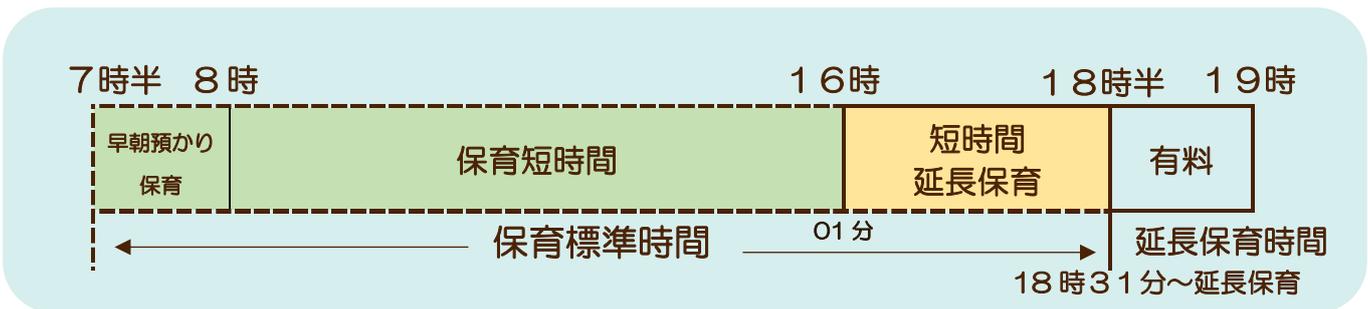
教育標準時間は7時間ですが預かり保育（減免の手続きを行うことで18：30まで保育を受けることができます。なお18：31以降は延長保育料が発生します。）を利用すると19時まで保育を受けることができます。（土曜日は17時まで）

申請される場合は、「預かり保育利用申請書」を記入いただきますので保育教諭又は事務室の方へお声掛け下さい。



<保育時間利用 2・3号認定>

保育短時間利用の場合は16：01以降、保育標準時間利用の場合は18：31以降延長保育料が発生します。



利用料金

お支払いの方法

【保育料納入】

0歳児～2歳児は新潟市が定める保育料を当園に納入いただきます。
他に、下記のように徴収があります。全ての金融機関の預金口座から振替ができますができれば第四北越銀行を指定していただくと有難いです。入園時所定の口座振替依頼書をお渡し致しますので手続きお願いいたします。
保育料は「当月納入」で指定の期日までをお願いしておりますので、4月当初は2か月納入いただく場合がございます。
当園は月途中で退園の場合、既納の保育料などは返金できません。

保育料の未納がありますと園の運営に支障をきたします。保育料の納入が滞ることがないように口座残高にご配慮願います。万が一保育料の滞納が著しい場合で園において適切な請求を行ったにもかかわらず納入されないときは利用解除（退園）となる場合もあります。なお保育料の滞納がありますと滞納した保育料に対し延滞金が発生しますのでくれぐれもご注意ください。延滞金は（新潟市と同程度に）民法404条に基づいた利率をいただくこととなります。（延滞金は年利5%程度の予定）

【実費徴収・給食費・延長保育料】

給食費・延長保育料・園外保育・カラー帽子・教材など園で購入された物品の料金は保育料と一緒に提携金融機関の口座振替を利用いただいております。

【預金口座振替日】

振替日は毎月27日です。27日が土・日・祭日の場合には翌日となります。事前にコドモン（園児管理システム）の請求情報画面にて保育料等の通知をいたしますので、前日26日までにご指定銀行口座の残高をご確認ください。

保育料徴収金額一覧（月単位）

保育基本利用料項目	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	無料	2歳児クラスで3歳になった2号は新潟市が決定 3.4.5歳児クラスの2号は無料	0.1.2歳児は新潟市が決定
延長保育料	申請時刻により園で決定	申請時刻により園で決定	申請時刻により園で決定

- 1号/2号認定は月～金まで主食を家庭より持参していただきます。もし忘れた場合などは別途1食100円の主食代がかかります。
- 2歳児クラスは3号から2号に認定が変わっても主食代はいただきません。
- 1号/2号認定の給食費はおやつ代を含め月額5,500円となります。
- 3歳～5歳児クラスで土曜日保育を希望される方は1食300円、免除の方は100円徴収させていただきます。

延長保育料他



【延長保育料】

種 別	対 象	金 額	加算基準
延長保育 (短時間)	平 日 16:01~19:00	100 円 おやつ代 光熱費等	30 分ごとに 加算
	土曜日 16:01~17:00		
延長保育 (標準時間)	平 日 18:31~19:00		
延長保育 (1号認定)	平 日 16:01~19:00		

- ・新潟市の基準で行っております。
 - ・通常保育料の他に延長保育料、教材費は実費でいただきます。
 - ・閉園時間を過ぎてのお迎えは原則受け付けることはできません。
 - * やむを得ない事情で遅れる場合につきましては延長料金をお支払いいただくこととなります。
 - * 上のお子さまの習い事等で早迎えの場合、下のお子さまも一緒にお帰りが原則となります。
- 事情がある場合はご相談下さい。

【土曜日保育について】

お仕事がある場合、通院などでお子様を預けたい方はご利用下さい。
土曜日保育の希望につきましては、給食提供・職員配置の為2か月に1度確認させていただきます。又、一週間以内のキャンセルにつきましては食材発注後となりますので、そのまま徴収させていただきます。

保育料、諸費用の納入は銀行口座振替のみとなります。
手集金等現金での出納は原則行いません。**銀行口座振替
不能の場合の督促納入の際は振込手数料がかかります。**

登降園システムについて



当園では、玄関扉の開錠を認証システムにて行い、お子さまの登園・降園の登録を園内に設置されているパソコンより行って頂いております。

※兄弟のいる方は一つのカードキーで登園・降園の登録ができますが、受診等で登園・降園時間が違う場合はパソコン画面よりお子さまの名前を選択して登録をお願い致します。

わからない場合は事務の方にお声がけ下さい。

登園・降園時間の登録はお子さまの登園・降園の確認だけでなく保育料算定の上でも証明となりますので忘れずをお願い致します。

* 登園時 *

登園時、カードキーを玄関外の認証システムにかざして玄関扉を開けてお入り下さい。



玄関に設置されているパソコンのカードリーダーにカードキーをかざしてお子さまの登園時刻を登録して下さい。

カードキーをお忘れの場合はパソコン画面よりお子さまのお名前を選択し、入室キーを押して登録をお願い致します。

* 降園時 *

降園時、カードキーを玄関外の認証システムにかざして玄関扉を開けてお入り下さい。



玄関に設置されているパソコンのカードリーダーにカードキーをかざしてお子さまの降園時刻を登録して下さい。

カードキーをお忘れの場合はパソコン画面よりお子さまのお名前を選択し、退室キーを押して登録をお願い致します。

** お願い **

☆遅刻・早退の場合も同様に登園・降園の登録を行って下さい。

☆鍵を忘れて開錠できない方は、玄関右側のチャイムで職員を呼び出してください。

☆登園・降園時に、玄関の扉が開いている場合は玄関外の開錠システムの認証はしないで園にお入りいただいてかまいません。



緊急連絡先について

① 緊急時の必要事項

病気や怪我などの緊急時やその他の用件で連絡をすることがあります。

「児童在籍票」には携帯電話または必ず連絡の取れる電話番号を記入して下さい。

また園より全体周知事項や急を要する連絡の際、コドモン（園児管理アプリ）にてお知らせする場合がありますので確認がとれるようお願いいたします。

【世帯情報に変更があったら】

携帯番号、保護者の勤務状態、保護者以外の連絡先、住所などの変更があった場合、また世帯員の増減があった場合には保育料の算定にも関わりますので速やかにお知らせ下さい。

② 変更手続きの方法

変更内容によって提出書類や方法が異なりますので、その都度保育教諭又は事務員までお知らせ下さい。

【勤務先が変わったら】

新しい勤務先の詳細をお知らせ下さい。2・3号認定お子様の保護者は区役所に就労の変更を知らせる必要があります。所定の用紙をお渡し致しますのでご提出下さい。なお1号認定お子様の保護者は就労は不問です。

月の就労時間により保育が必要となる程度に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の区分の見直しがあり、同時に延長保育時間も変わります。認定の見直しにより遡って月初めから延長保育料が発生して請求される場合もありますのでご注意下さい。

【利用認定の変更】

2号から1号に認定を変更したい場合には当園まで遠慮なくご相談下さい。

1号から2号に認定を変更したい場合は、一度退園した上で新たに入園を希望している方との同列のポイント制となってしまいます。その場合には、1号の中の2号という認定への変更が良いと思います。



プライバシーの尊重と保護

*赤塚こども園では個人情報の適切な保護に努めています。

個人情報の取り扱いについてお気付きの点がありましたらお気軽にお申し出下さい。

【個人情報保護に関する基本方針】

当園は個人情報の性質と重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取り扱いにあたり関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに個人情報の適切な保護に万全を尽くし保護者の皆様や地域から信頼される園づくりに努めてまいります。

① 個人情報の取得、利用及び提供について

- ・個人情報の取得に際して利用目的をできるだけ明確にした上で本人に通知又は公にします。
- ・個人情報はその利用目的の範囲内で適切に利用し外部に提供する場合は本人の同意を得る事とします。

② 個人情報の適切な管理について

- ・個人情報は漏えい、滅失、き損等がないよう適切に管理します。また不要となった個人情報は確実に破棄または消去します。
- ・役職員や関係者に対しては個人情報に関する教育・研修を実施し、個人情報保護に対する意識を徹底します。
- ・利用目的達成のため個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

③ 個人情報の開示・修正及び利用停止について

当法人は本人から個人情報について開示・修正及び利用停止の請求があった時は内容を確認し速やかに対応します。

④ 苦情等への対応について

当法人は個人情報の取り扱いに関する苦情・要望・質問に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。個人情報の取り扱いに関し苦情等がございましたら相談窓口（担当）までお申し出下さい。

※警察署、税務署、児童相談所、行政機関、裁判所、その他の公的に認められた機関より個人情報の開示を求められた場合は上記の限りではありません。



日 課



0・1・2歳児

3・4・5歳児

開園
順次登園
遊び

7:30

開園
順次登園
遊び

9:00

おやつ

9:30

教育活動
(戸外遊び)

10:00

教育活動
(戸外遊び)

昼食

11:30

昼食

ひる寝

13:00~14:30

ひる寝

おやつ

15:00

おやつ

順次降園

16:00

順次降園

閉園

19:00

閉園

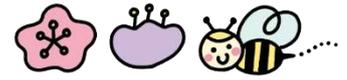


教育標準時間





年間予定



4月

- 進級式
- 入園式
- 内科健診 (全園児)
- 新潟市交通安全教室 (年長・年中・年少)
- 保育参観 (年長・年中・年少)
- クラス懇談会 (年長・年中・年少)
- 保護者会 (全園児)

5月

- サッカー教室 (年長・年中)
- スケート教室 (年長)
- 歯科検診 (全園児)
- 尿検査 (年長・年中)
- 消防車見学
- 親子遠足 (年長・年中・年少)

6月

- 個別面談 (全園児)
- 野球教室 (年長)
- 赤塚小学校合同引き渡し訓練

7月

- セタまつり会 (全園児)
- プール開き
- 年長児お楽しみ会
- 赤塚こども祭り (全園児)
- スケート教室 (年長)

8月

- 佐潟祭り (年長 自由参加)
- 視力検査 (年長・年中・年少)
- スケート教室 (年長)

9月

- 祖父母とのお楽しみ会
(年長・年中・年少・2歳児)
- 親子観劇 (全園児)
- 秋の遠足 (年長・年中・年少)



10月

- 運動会 (年長・年中・年少・2歳児) • 内科健診 (全園児)
※0・1歳児自由参加
- サッカー教室 (年長・年中)
- スケート教室 (年長)

11月

- 発表会 (年長・年中・年少)
- スケート教室 (年中)
- JA 協賛シャカシャカおにぎり

12月

- クリスマス会 (全園児) • 音楽会
- クッキング (年長)
- 就学前個別面談 (年長)

1月

- みそ作り (年長・年中・年少)
- スケート教室 (年長・年中)

2月

- 豆まき会 (年長・年中・年少・2歳児) • スケート参観 (年長)
- 作品展示週間 (全園児) • スケート教室 (年中)
- 保育参観 (全園児) • お別れ遠足 (年長)
- 年長児 新潟市交通安全教室

3月

- ひな祭り会 (全園児)
- お別れ会 (全園児)
- 卒園式

毎月：お誕生会・発育測定・交通安全指導・避難訓練・不審者対応訓練
隔週でダンス教室・体操教室 (月2回)

※おおよその予定の為、変更の可能性があります



食 事



食と保育が連携を図ることが不可欠です

当園では、新潟市保育課の管理栄養士が作成した栄養バランスの良い給食を提供しています。

又、栄養士も在職しおやつの提供・食育に携わっております。

- 季節の野菜や果物類、海藻などの食材を使い鉄やカルシウム、ビタミンを十分に摂取出来るようにしています。
- 旬の食材を取り入れています。
- 食材のほとんどは国産を使用しています。
- 添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸でだしを取り、薄味で素材の旨みを生かした献立です。
- 3時のおやつはスキムミルクで作った、カルシウムたっぷりの特製手作りヨーグルトを1週間に1～2回提供しています。（3・4・5歳児）
- 出来立ての副食を提供するなど、適温給食を行っています。
- 3歳以上児は、クッキングや栽培を通して食への関心を高めています。
- 安定感とぬくもりのある、陶器の食器を使っています。
- 毎月の誕生会では子どもたちからのリクエストメニューで、お誕生児をお祝いします。
- 朝食は、1日の始まりの大切なエネルギー源となりますので、安易にお菓子等ではなく、必ずご飯やパン・麺類等の主食（炭水化物）を食べさせてから登園させて下さい。



幼児食

- 3歳未満児の昼食は、おかずも主食（ごはん）も園で提供します。
- 3時のおやつは補食と考え、当園では、パン・ヨーグルト・おにぎりなどの軽食を提供しております。
- 3歳以上のお子様は主食（ごはん）だけお持たせ下さい。
適温給食を考慮し、園で暖飯器を使用して温かい主食と副食で適温給食となります。
- ・ 毎日の給食・おやつを玄関に展示しております。お帰りの際にご覧ください。量や味付けについてお尋ねになりたい方、作り方のレシピが欲しい方は、お近くの保育教諭又は当園栄養士・調理員にお声掛けください。
- ・ 3歳未満児はお子様の毎日の喫食状況を連絡帳でお知らせします。
ご心配な事がございましたら担任にお尋ねください。
- ・ 園外保育・遠足等で年に数回、お弁当を準備して頂く日があります。
（お子様がお友だちと見比べたり、食べることをためらう様な手の込んだキャラクター弁当等は原則禁止させて頂きます。）
- ・ 春・秋・冬期に月1回おにぎりの日があります。
御協力をお願い致します。

おやつに「特製ヨーグルト」をたべています

【なぜヨーグルトなのですか？】

【特製ヨーグルトの特徴】

- ・ スキムミルクで作りますので低脂肪です。
- ・ カルシウムが牛乳の約1.7倍である上に、乳酸カルシウムとして摂取するため吸収率が高く、幼児には最適です。
- ・ ビタミン類及びたんぱく質が豊富です。
- ・ 乳酸菌が市販のヨーグルトの5～10倍と多く、消化・吸収の促進、整腸作用の効果があります。
- ・ 園で作るので無添加です。



離乳食

- 離乳食はご家庭と連携を取り月齢に応じ個別に準備します。（離乳食は満1歳6か月までとなります。）
- 乳児の粉ミルクは園で準備いたします。メーカー個別対応しております。
- 哺乳瓶と乳首は消毒した物を準備しております。S,M,Lの丸穴を主に使用しておりますが、それ以外（ヌーク、クロスカット、Yカット）をご希望の方はご相談ください。
- 冷凍母乳をご希望の方は、お預かりいたしますのでお申し出ください。
- 授乳においでになる方は保育教諭にお知らせください。
- 毎月の園だよりと共に離乳食献立を配布しております。離乳食のレシピもございます。ご相談ください。
毎日離乳食展示を行っております。離乳食を見ていただきながらお子様にあった食材の大きさや量をご覧になり参考にされてください。

【 献立例 】

離乳食 8ヶ月の場合

- ・ 全がゆ
- ・ 鶏肉のやわらか煮
- ・ かぼちゃの甘煮
- ・ 大根の味噌汁
- ・ りんご





食育の目標

食べることは生きることの源であり、心とからだの発達に密接に関係しています。乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる

「食を営む力」を培うことが重要です。

そこで乳幼児が「楽しく食べる子ども」に成長していくことを期待しつつ以下の5つの子ども像の実現を目指しています。

① おなかがすくリズムがもてる子ども

子ども自身が「おなかがすいた」という感覚がもてる生活を送ることが必要です。そのためには1日の生活リズムの基本的な流れを確立し、その中で十分に遊び充実した生活を送れるように支援します。

② 食べたいもの・好きなものが増える子ども

子どもが意欲的に新しい食べものに興味や関心をもち「食べてみよう」と試みることができる環境を整えることが重要です。さまざまな体験を通していろいろな食べものに親しみ、興味・関心を育てる支援をします。

③ 一緒に食べたい人がいる子ども

人とのかかわりの中で人に対する愛情や信頼感が育つところで、食べる時も誰かと一緒に食べることを喜びます。家庭では家族と一緒に楽しく美味しい食事の時間作りに努めましょう。

④ 食事作り、準備にかかわる子ども

食事を作ることや食事の準備をすることによって、食べることの楽しさ喜びが芽生えます。

⑤ 食べものを話題にする子ども

食べものを媒介として人と会話できる環境が多くあることは幸せです。また、食べる行為が命を育む営みと繋がっているということを子どもたちに体験させる事も大切です。

乳幼児期には①、②、③を重点課題とし、④、⑤については学童期の取り組みとして先取りすることなく、無理のない食育の実践をして参ります。



園でのアレルギーの除去食

- 除去食は親子ともに心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほどの除去食の場合は発育障がいや栄養失調等になるなど危険性もあり慎重にすすめなければなりません。

保護者の独自の判断で食物除去をしないようにし定期的にアレルギー抗体検査や診断を受け、医師の指示に従って進める様にします。

卵・牛乳・大豆は、3大アレルギーとしてもよく知られていて除去するケースも多いのですが、そば・ピーナッツの様にたまにしか使わない食品であっても食べてしまうと激しいショック症状を起こしやすいものもあり、保護者との連携を密に取り合うことは大変に重要です。

食物アレルギーは医師により診断が異なったり、乳児期は診断が確定できないことも多く、近年は食物除去の種類が増える傾向にあります。

診断の基本は「負荷試験」ですが、実施医療施設に限りがあるのが現状です。当園は新潟市からの「食物アレルギーに対する手引き」を基に対応を致します。除去食を希望される方は医師の診断書を基に「食物アレルギー用献立」を作成し除去食の確認を行います。

（除去食を希望される場合は完全除去となります。）

解除になった場合はその旨、医師からの診断を受けて除去解除になります。

- 例えば卵アレルギーであれば、下の左のものを口にすることが出来なくなります。

卵（およびその製品）禁止の場合の食物

食べられないもの	それにかわるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・鶏卵、その他卵類、鶏肉 ・マヨネーズ、マヨネーズを使ったサラダ ・カステラ、ケーキの素、ホットケーキ（インスタントホットケーキ）、ビスケット、ポーロ、プリン、アイスクリーム、菓子パン等 ・カツ、フライ、コロッケ、てんぷらなどのころも、てんぷら粉、スープの素、生そば ・さつま揚げなどの練り製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・魚、豆腐、豚肉 ・サラダ油、酢、塩などでフレンチドレッシングにする ・ミルクノンビスケット、いそべせんべい、小麦粉、ベーキングパウダー、砂糖でホットケーキ、蒸しパンをつくる ・卵を入れないでてんぷらのころもをつくる ・卵を使っていない練り製品

- 当園では、アレルギー児用の災害非常食の常備（備蓄）をしています。

お子様を災害から守るために



防災訓練等計画



園では毎月1回避難訓練（火災・地震・竜巻等）と不審者対応訓練を計画実行しています。

目的

職員 *訓練を繰り返す事で「緊急時」において冷静で正しい判断（時に自己判断が必要な時亦有）の基に、「子どもたちの命を最優先」「被害を最小限」に留める意識と責任感を身につける。

園児 *どんな状況にあっても泣かずに落ち着いて保育教諭の傍で、次の行動を取る。待つことが出来るようになる。
*繰り返し訓練を受けながら成長と共に最低限の「ルールを守ることが自分を守ることに繋がる」事を理解し行動できるようにする。

子どもの守るべき最低限のルール
1：泣かないでお話を聴きましょう。
2：泣かないで先生を見ましょう。
3：一緒に行動しましょう。

指導上の留意点

(火事) ①集まる事が機敏に出来る様、日頃から活動を通して身に付ける。

②非常ベルを知り行動できるようにする。（口を閉じてお話を耳を傾け次の行動に備える。）

③合図があったら遊んでいる場所から持ち物、履物に拘らず近くの保育教諭の下に集まることが出来る。

④保育教諭の指示に従いおしゃべりせず敏速に行動できるようにする。

(地震) ①保育教諭の話を聞き速やかに机の下に入ったり、落下物のないところに身を寄せ、保護することの出来る物で頭を守り次の指示誘導を待つ。

②トイレなどの個室に一人にいる時に危険を察したら、慌てずにその場で大きな声を出して保護を待つ。

③揺れが収まったら、保育教諭の指示の基で頭を守りながら素早く安全な場所に避難する。

(竜巻・台風など)

*建物の外にいた場合・・・保育教諭の指示に従いすぐに遊びをやめて急いで室内に入る。

或いは安全と思われる場所に誘導されたら静かに次の指示を待つ。

*建物内にいた場合・・・保育教諭の指示に従いすぐに遊びをやめて皆で身を寄せ合って次の指示を待つ。

出来るだけ体を丸めて頭を守りみんなで身を寄せ合い守り合う。

(引き渡し訓練)

*様々な大きな災害を想定して、命を引き渡す訓練です。子ども達は保育教諭の指示に従い

「安全な場所で落ち着いてお迎えを待つ」、保育教諭は「臨機応変な判断と責任」を持ってお子様をお預かりし

「確実に保護者にお渡す」、保護者は「ご自分の身の安全を第一に焦らず大事なお子様を迎えに来られる」

という共通意識で臨む訓練です。

(不審者)

*不審者侵入時、保育教諭の指示で落ち着いて避難・行動する。

*園内だけに通用する秘密の合い言葉によって身の危険を察知したら

絶対に泣かない！声を出さない！物音を立てない！で保育教諭の指示で身を隠す。

或いは保育教諭と共に安全な場所に避難する。

*トイレなどの個室に一人にいる時に危険を察したら、慌てずにその場を動かさずに声を出さずに隠れて待つ。

お知らせ下さい。

特に緊急時に必要になりますのが、お子様の情報と保護者の情報です。

①緊急の保護者連絡先や連絡を取らせて頂く時の優先順位。

②お子様の体質で園側が特に周知する必要のある事柄。

③お子様の血液型（保護者が分かる場合のみ）を園児名簿にて把握させて頂きます。

地震は震度5以上、園内での待機が危険と判断された場合はお子様を避難所に誘導致します。

赤塚こども園は「赤塚小学校」が避難所になっています。（緊急時は、メールにて連絡させて頂きます。）

備蓄・備品について

園の備蓄品は下記のようにしております。（※は新潟市補助金より購入）

※① 保存水

※⑧ アレルギー食（おやつ含）

※⑬ 石油ストーブ

※② 米飯数種類

※⑨ 簡易トイレ

※⑭ 発電機

※③ お粥

※⑩ 簡易テント

※⑮ メガホン

※④ 副食（汁物・カレー等）

⑪ 懐中電灯

※⑤ おやつ

⑫ 卓上コンロ

※⑥ 固形ミルク・使い捨て哺乳瓶

※⑦ 使い捨て容器



万が一に備えて保険に加入しています

【保険加入について】

当園では、有限会社日保協の保育園総合保険に加入しております。
この保険は年間行事のご家庭の方から参加して頂く行事の中でご家庭の方にケガ等が生じた場合その程度に応じて保険の対象となります。

【自動体外式除細動機（AED）】

当園事務室にAED機器を常備しており、園内での必要性はもとより地域の方が万が一の際に利用できるよう備えています。AEDは、電気ショック治療（除細動）が必要か不要かを自動的に判断し、心室頻拍を電気ショックで治療する医療機器です。
当園の職員は都度研修を行い、いつでもAEDが使えるように訓練をしております。

【救急処置】

事故に適切に対応できるように全職員が救急法の講習を受けてCPR等に対応できるようにマニュアル化しております。
救急車要請通報し救急車が到着するまでの間の応急処置（心肺蘇生術）が行えます。

【軽微なケガ】

応急処置後ケガの状態を「医師への受診が必要」と判断した場合は園の嘱託医師に相談をしたり、医療機関を受診する事があります。

【警備会社依頼】

警備会社のシステムを導入して万一の火災に備えています。

【防犯対策】

監視カメラを必要箇所に設置しており24時間体制の防犯カメラ制御システムで録画しています。登降園の様子は事務室からもモニターで確認することができます。

【防犯装置】

当園では不審者などからの防犯対策の為、警備会社との連携をはかり非常通報機能を備えた防犯装置を備えて普段より防犯対策を強化しております。

【送迎時について】

お子様の送迎時は、園が道路に面しておりますので心と目と手を離さず玄関まで送迎をして頂きます様お願い致します。尚、盗難等の危険性もございますので、車のエンジンは必ず切って送迎して頂きます様お願い致します。



もちもの



お子様の発達と季節に合わせて調節してください。

もちもの		0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児	備考
毎日通園カバンに入れて持ってくるもの	連絡帳	○	○	○	○	園指定のものをご使用ください。
	シール帳				○	※4・5歳児のみ。
	お弁当箱 (パッキンがついていないもの)				○	ごはんをお子さんの食べられる量入れてください。 めやすは 3才児 110g 4才児 120g 5才児 130g
	乾いたおしぼり				1枚	かわいているおしぼりをケースに入れてください。
	コップと巾着袋	○	○	○		コップを巾着袋に入れてください。
	エプロン	1枚	1枚	1枚		食事が始まった時からご用意ください。
	ビニール袋	1~2枚	1~2枚	1枚		使用済のエプロンや洗濯物が入ります。
園に置いておくもの	着替え (シャツ・パンツ・靴下含む)	4組	4組	2~3組	2~3組	各自クラスのロッカーに入れておく。
	紙おむつ	10枚	10枚	5組		つかまり立ちができるようになるまでは紙おむつ。
	紙パンツ (布パンツ)					
	おしりナップ	1パック	1パック	1パック		
	ハンカチ				1枚	
	ポケットティッシュ				1ヶ	
	アイラップ	1箱	1箱	1箱	1箱	
	ビニール袋 (Lサイズ以上)	5~6枚	5~6枚	5~6枚	3~5枚	
	帽子	各自ご用意下さい	各自ご用意下さい	1	1	2~5才児は園指定のものをご使用ください。
	絵本バック			1	1	
	敷パット・掛布団	1組	1組	1組	1組	敷パットのサイズ 405cm×57cm (0・1歳児) 125cm×57cm (2~5歳児)
	外履き用くつ	1足	1足	1足	1足	活動をおもいきり行なえる様、汚れてもかまわないくつをお持ち下さい。 成長によりサイズ変更があった場合は外履きのサイズ変更もお願いします。

※4歳児の歯ブラシは、初回のみ園で用意いたします。

4歳児/5歳児の歯ブラシは園で保管・管理いたします。替え時は個別にお知らせ致します。園で指定のものか、ご家庭で購入したせるかは自由です。

※お手数をおかけ致しますがお子様の持ち物全てに必ず名前の記入をお願いいたします。



毎日お持ちください

** 0・1歳児 **



絵本バック
(名前内側)



※連絡帳



下記※印のものを
絵本バック又はリュックに入れてお持ちください。

※給食用エプロン
1枚



※コップ・袋



※ビニール袋 1~2枚



おむつ



おしりナップ



アイラップ



ビニール袋



着替え (洋服上・シャツ)



着替え (洋服下・パンツ)



敷パット・掛布団

** 2歳児 **



園指定の通園カバン または 家にあるリュック



下記※印のものを通園カバンに入れてお持ちください。



※連絡帳



※給食用エプロン
1枚



※ビニール袋 1枚



※コップ・袋



絵本バック



紙パンツ もしくは 布パンツ



おしりナップ



アイラップ



ビニール袋



着替え (洋服上・シャツ)



着替え (洋服下・パンツ)



園指定の帽子



敷パット・掛布団





毎日お持ちください

*** 3・4・5歳児 ***



園指定の通園カバン

下記※印のものを通園カバンに入れてお持ちください。



※連絡帳



※シール帳
4・5歳児のみ



※ごはん・おしぼり・袋



※ハンカチ・ティッシュ

ハンカチは午前・午後で替えませ
替え用1枚



着替え（洋服上・シャツ）



着替え（洋服下・パンツ）



ビニール袋



園指定の帽子



絵本バック



敷パット・掛布団

* 着替え等でパンツが必要になった場合はパンツ代を
実費徴収（¥200前後）させていただきます。
（その年の購入金額により価格が変更になります）



園児の健康管理

園での活動にスムーズに入れるよう生活リズムを整えましょう。

- 夜遅くまで起きている、朝いつまでも寝ている等、不規則な癖をつけないよう就寝・起床時刻、生活リズムを整えましょう。
- 朝食は安易にお菓子等ではなく、必ずご飯やパン・麺類等の主食（炭水化物）を食べさせてから登園させて下さい。
- 爪が長いと自分が傷を負うだけでなく他児にケガをさせてしまう危険や感染症を蔓延させてしまうことがあります。爪はいつも短く切ってきれいにヤスリをかけて下さい。

登園時必ずお知らせください！

【ご家庭では変わりなかったでしょうか？】

昨夜熱があった・食欲がなかった・嘔吐や下痢をした・怪我をした・いつもと様子が違ったなど健康上変わった様子がみられたら必ずお知らせ下さい。

- 発熱
- 嘔吐、下痢
- 機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い
- 通院した場合は病院名、病名と症状

園にいる間に、発熱(基本 37.5℃以上)、嘔吐、下痢などの症状がみられる場合、熱がなくても全身症状を見ながら早めにご連絡します。すぐにお迎えをお願いする場合と経過を見ながらお迎えを待つ場合があります。緊急時すぐに連絡がつく様、ご協力をお願い致します。

病後も感染の可能性がなくなり体力が戻るまではご家庭で静養して頂くことをお勧めします。

*緊急連絡先が変更になった場合には速やかに園にお知らせ下さい。

日々観察の必要な持病をお持ちのお子様は必ず入園の際にお知らせ下さい！

(食物アレルギー・薬アレルギー・けいれん・喘息・脱臼・心臓病 等)

乳幼児が集団生活をする園において、日々の感染症対策は重要です。ウイルスや細菌のような病原体が体内に入り熱や咳・嘔吐・下痢などの症状が現れることを「感染した」状態と言います。

感染症の種類によって病原が体内に入り込む経路は異なりますが乳幼児の利用施設である園は「経口感染」や「接触感染」「飛沫感染」が主とされています。

子どもは手に届く範囲はどこまでも触れますし小さいお子様は何でも口に入れ遊びます。園は多様な生活形態のご家庭からの集まりですから様々な菌やウイルスを持った状態で登園しているといっても過言ではありません。

集団保育の中で可視化できないウイルスや菌を除去することの難しさは表現のしようがありません。

つまり園内での努力には当然物理的限界があり感染防止や予防をすることは不可能です。一人でも新たな感染症が出た場合は、おたより等で各ご家庭にお知らせすると共に更なる感染拡大を防ぐ為園内衛生対応をして参りますが各ご家庭におかれましてもお子様の体調に留意し日々の生活リズムの安定等での免疫力の維持をお願い致します。

※園内での嘔吐による汚物等については、新潟市からの指導により、そのままの状態でお返ししますのでご理解をお願い致します。

【健康管理】

* 年間保健計画 *

嘱託医による内科検診	年に 2 回
// 歯科検診	年に 1 回
尿検査（4・5歳児）	年に 1 回
専門医による耳鼻科検診	3 年に 1 回
// 眼科検診	3 年に 1 回
視力検査（3・4・5歳児）	年に 1 回
発育測定	月に 1 回

- 検診の日に欠席した場合や、医療機関への受診依頼書をお渡しした場合は、1 週間以内を目安に速やかに医療機関へ受診して下さい。



【虫歯予防】

・歯みがき

園では虫歯予防の為、給食後に歯みがきをしています。（4・5歳児）
歯みがきの大切さを絵本や紙芝居などで伝え虫歯予防への関心を高め、
パペット（指人形）を使い歯磨きの仕方を伝えたり仕上げ磨きをしたりして
歯磨きの習慣が身に付くようにし虫歯予防に努めています。
歯ブラシの購入につきましては園でご用意しておりますので園での購入をしていただきます。
なお歯ブラシは園の歯ブラシ殺菌庫で殺菌し管理しております。

・フッ化物洗口（洗口剤によるフッ素塗布）

4・5歳児申し込み者を対象に週に2回虫歯予防の為にフッ化ナトリウムを主成分とした洗口液を用いてフッ化物洗口（洗口剤によるフッ素塗布）を行っています。
4・5歳児への進級前に申込書を配布しフッ化物洗口の希望を取ります。
これは新潟市から助成金を受けて行っている事業のため無料です。

《 フッ化物洗口（洗口剤によるフッ素塗布）の効果と安全性 》

永久歯が生えはじめる時期は4歳頃からと言われており、虫歯予防がさらに大事な時期であるとされています。特に6才臼歯（第1大臼歯）と呼ばれる大人の奥歯は最も大きく噛む力も強く、歯並びの基準となる大切な歯ですが最も虫歯になりやすいという特徴もあります。フッ化物（フッ化ナトリウム）には虫歯による歯のカルシウムが溶け出すのを溶けにくくしたとえ溶け出したとしてもカルシウムが再び歯について（再石灰化）虫歯になりかかった歯を元通りにしてくれる働きがあります。

また厚生労働省・日本歯科学会・日本歯科医師会・WHO（世界保健機関）・FDI(国際歯科連盟)・IADR（国際歯科研究学会）などの専門機関が一致してフッ化物の有効性と安全性を認め、その積極的な利用を推奨しています。国家によっては水道水に直接フッ化ナトリウムを混入しているところもあるほどです。

《 フッ化洗口の方法 》

フッ化物洗口は1分間フッ化物（フッ化ナトリウムを主原料とした薬品で、現在使用しているものはオラブリス）の入った水で「ぶくぶくうがい」をするだけの簡単な方法です。洗口後口に残るフッ化物の量は万が一全部を飲み込んでしまっても全く心配のない量であると言われており安心して洗口できます。



乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守る為に

【SIDS（乳幼児突然死症候群）とは？】

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では毎年150人前後の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。これは生まれてきた赤ちゃんの約2千人に1人の割合です。そのほとんどが1歳未満の乳児期の赤ちゃんに起きています。原因はまだよくわかっていませんが育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子のあることが明らかになってきています。

《園で留意していること》

- 赤ちゃんを1人にしません。
- 保育教諭や保育士が見回り0歳は5分ごと、1歳は10分、2歳以上児は20分ごとに様子を観察し記録します。
- ベッドの周りには紐やタオルなど危険なものは置きません。
- 定期的に健康診断を行いお子様の発達の様子を把握しています。
- うつぶせ寝で寝かせないようにしています。
- 0・1歳児はその日の個々の体調を見て必要なお子様には新潟市緊急環境整備事業補助金で購入したシエスタベで呼吸観察を行っています。

【気を付けて！】

• あおむけで寝かせましょう！

研究者の調査より、うつぶせに寝かせたときのほうがSIDSの発生率が高いと言われていいます。しかしSIDSは、あおむけ寝でも実際に起こりますし、うつぶせ寝が直接的な原因というわけではなくなぜうつぶせ寝がSIDSのリスクを高めるかは不明です。

赤ちゃんの異変にすぐに気付けるようにあおむけに寝かせましょう。

• タバコはやめよう！

SIDSの発生率は家庭に喫煙者がいる場合と喫煙者がいない場合に比べて約4.7倍にも増加すると言われていいます。これは周囲にいる人がタバコの煙を吸ってしまう受動喫煙によるものと考えられており乳幼児突然死症候群の原因とも言われています。

他にも受動喫煙によるお子様への影響は大きく特に呼吸器系への影響・急性気管支炎や肺炎・喘息などを引き起こし発作の回数を増やす原因にもなります。また鼻や耳の線毛運動機能も低下するため慢性副鼻腔炎（蓄膿症）や扁桃肥大中耳炎が起こりやすくなりさらに免疫力が低下するので風邪にも罹りやすくなり、虫歯・発育障害・知能低下・低身長などタバコの害は多岐に渡ります。

今は医療保険でやめられますので家族や周りの人の為にもタバコはやめましょう。

• できるだけ母乳で育てよう

厚生労働省ではSIDSの予防法として「出来るだけ母乳で育てること」も提唱しています。母乳で育てられている赤ちゃんは人工乳（粉ミルク）で育てられている赤ちゃんと比べてSIDSの発症率が低いという報告があるためです。ただし人工乳自体がSIDSを引き起こすわけではありません。赤ちゃんの体重が増えていない時は、必要以上に母乳にこだわらず人工乳を上手に利用しましょう。

マダニ刺咬予防と対策について

保護者の皆さまもご存知の通り私どもの園では日常の活動として園庭で遊んだり田んぼ・神社・佐潟などへお散歩に行っております。

近年、最高/最低気温の上昇もあり吸血性のダニ（マダニ類）による被害の増加も言われています。大人の死亡例や子どもがマダニに吸血された事例も報告されているようです。

屋外活動以外の時や、家の庭などでも危険はあります。

園のこれからの屋外活動に際しては、マダニ刺咬は重篤な疾患の原因にもなりますので、長袖・長ズボンを着る、虫除けシートで露出部を拭くなどの予防対策を行って参りますが子どもが草むらなどに近寄る以上、**マダニの被害の可能性をゼロにすることはできません。**

林野庁や国立感染症研究所の情報によると入浴の時に頭髪の中や全身をチェックすることが重要なようです。全身チェックはプライバシー保護の観点からも園では難しいことですので各ご家庭でお願い致します。

林野庁によると、「刺咬される可能性の高い頭部（髪の毛の中）・耳の中・耳の後部・首の周り・わきの下・そけい部・大腿内側・膝の後部などにダニがいないか？刺咬痕がないか？確認してください」とのことです。もしマダニに咬まれていた場合には、引き抜かず医療機関を受診してください。

参考資料：「マダニ対策：今できること」（国立感染症研究所）。

「森林内等の作業におけるダニ刺咬予防対策」（林野庁）。

どちらもタイトルで検索するとみられます。



虫に刺された時の対応法について

戸外に出た時に体温が高いお子さまは蚊にも刺されやすく掻き壊して「とびひ」になつたりする事もあります。

虫刺され等について 新潟市より指導を受けての園での対応をお伝え致します。

【虫（主に蚊）予防及び刺された時】

※事前予防に各クラス・午睡時のホールに蚊取りマットを点けて極力虫刺され防止に努めております。

園では「ムヒ・ベビー」「ムヒS」を常備しております。もし刺されてしまった場合にはお薬を塗り対応いたします。（別紙にて各ご家庭の意向をとらせて戴きます）かゆみ止めパッチにつきましては基本的に園では貼る・貼り直す事は致しません。特に腫れが酷い場合には冷やすなどの対応をさせていただきます。

※最近天然材（ユーカリやペパーミント）の虫除けパッチや虫除けリングもありますが、園でのご使用につきましては、切れる・無くなる・子ども同士でのトラブル…等、集団の中で職員の目が届かずご心配をお掛けしてしまう場合がありますので、できるだけご家庭での利用に留めていただけます様ご理解とご協力をお願い致します。

【虫除け剤の使用】

国内販売の多くは虫の忌避成分「ディート」を含んでいます。

平成 17 年 8 月に厚生労働省よりメーカーに対し

「6ヶ月未満の乳児には使用しない」

「6ヶ月以上2歳未満の乳児は1日1回」

「2歳以上12歳未満は1日1~3回」

「顔には使用しない」

「ディート濃度記載」の指導があったとのことです。

園では虫に刺されるとひどく腫れる、水疱ができる子に限定して対応致しますが

- ① 習慣的に使用せず必要な場合に限り使用する。
- ② 手や口を拭うことがあるので手の甲には使用しない。
- ③ 顔には使用しない。
- ④ 6ヶ月未満の乳児には使用しない。

事とします。

スプレーについては一度大人の手吹き付けてから塗布するよう指導を受けております。

【日焼け止めクリーム】

骨形成を助け殺菌効果のある反面、生体への影響が強いB領域紫外線（UV-B）の増加が問題となっています。園における日焼け止め剤の使用は従来通り医師の指示で

「治療の為に必要」という場合のみと致します。

但し「家で塗ってくる」「登園前に保護者様が塗る」分には差し支えございません。

集団生活等における与薬について

新潟市福祉部保育課と新潟市医師会小児科医会で協議済みです。

通常乳幼児への与薬はご家庭において保護者の責任を持って行われる事とし
保育教諭等による園児に対する与薬は原則として行わない事となっております。

しかし医師の指示でやむを得ず必要となる場合に限り保育教諭等が取り扱いの基準
を守った中で与薬を行うことは可能です。

1. 医師の指示

風邪などで診察を受け薬が処方される際、通園している旨を伝える事で「朝夕のみ」の与薬になりますが病気の回復期であり「園でも与薬が必要」という医師からの与薬指示があった場合のみ与薬を受け付けます。

*慢性疾患（心臓疾患・喘息・アレルギーなど）で必要となる場合は保育課にご相談下さい。場合によっては主治医の診断書の提出が必要になります。

2. 与薬の依頼

ア 指定の用紙：与薬依頼書（別記様式1）に必要事項を記入して日付・クラス・氏名を書いた薬と共に必ず職員に手渡しをして下さい。

液体の場合は1回分の飲みきり量をお持ちください。

イ 与薬依頼書は医療機関ごとに1枚とし与薬を依頼するたびに提出が必要です。
用紙がない場合お薬を預かってでも与薬することは出来ません。

ウ 慢性疾患で長期間与薬が必要な場合は、初日に（別記様式1）の提出後2日目から与薬依頼書（別記様式2）をご使用いただきます。又薬の内容に変更や追加処方があった場合はその都度（別記様式1）をご使用いただきます。

エ 一回量に出来ない軟膏薬・点眼薬の場合は分かりやすい場所に名前をしっかりとご記入ください。

3. 与薬対象となる薬

(1)園児を診察した医師の処方した薬のみとなります。

① 内服薬（症状がある時だけ服用する「頓服」は対象外です。）

回復期であり指定時間に飲まないとは再び症状悪化の可能性がある時。

② 軟膏薬（家庭においても十分な手当てをしていることを大前提とする。）

アトピー性皮膚炎・湿疹など手当てをするよう主治医の指示があり園で対応できる範囲という条件の元で行います。

③ 貼付剤（活動中にはがれた時に貼り替えが必要ならその旨与薬依頼書に記載）

打撲・捻挫時に使用する冷・温湿布です。

- ・喘息などの貼付剤（ホクナリンテープ等）；自宅から貼ってきた場合は口頭でお伝え願います。
- ・主治医の指示のあった場合のみ行います。
貼付部位と活動中にはがれた時の対応も職員に確認とともに与薬依頼書にご記入ください。
- ・ホクナリンテープについてはプール活動時が可能な体調である事が前提としプール活動時ははがす事になりますがその場合家庭から貼って8時間経過しますと8割程度吸収されているそうですので活動後新たに貼付は致しません。（薬剤の過剰投与防止）

④ 点眼薬

登園前・帰宅後の対応だけでは間に合わなく園での与薬が必要と確認されている場合には行いますが検査の準備等の場合は与薬できません。

⑤ 座薬 原則行いません。

但し例えば熱性けいれんの頻発やけいれん止めの座薬で医師から具体的な文書による指示がある場合は事前に保育課へご相談下さい。

その際保護者・主治医・保育課・区役所との連携を密にする必要があります。

⑥ 食物アレルギー（アナフィラキシー）処置薬

医師が記入した「アレルギー疾患生活管理指導表」に緊急時に備えた医薬品が処方されている場合は与薬のタイミング・与薬後の対応について医師から具体的な文書による指示を受けて与薬を行います。

4. 与薬対象外となる薬

- ① 市販薬・自家製薬・・・保護者の個人的な判断で持参した薬。
- ② 頓服・・・園児の状態観察や服用の判断が必要な与薬は行えません。
- ③ 喘息治療の吸入薬のうち長期管理薬は家庭での吸入で対応できるものであり発作改善薬については対象園児が病児の範疇に入ります。
発作時の園児の状態観察や吸入の判断が必要な与薬は行えません。
- ④ 座薬・・・保育課に相談して許可のあった特殊な場合を除き原則として与薬は行いません。

*その他・・・以前医師から処方されて残っていた薬。
兄弟が処方された薬。

5. 与薬依頼時に園が確認させて頂くこと

ア：前夜からの健康状態 熱・食欲・下痢・嘔吐の有無、機嫌・顔色の良し悪し。

イ：薬の用法 薬の種類・服用方法・時間など。

ウ：その日の保護者との連絡方法。（お子さまの状態悪化時などに連絡がつくようにします）

6. 以下のような場合与薬できない場合があります。

与薬依頼書がない。記入漏れがある。など。

お子さまが服用を嫌がる。吐いてしまう。

水薬の変色・性状が変わったと判断されるとき。

園での事故による与薬について

*園は障害保険に加入しております。

園で怪我をした際の受診で与薬があった場合

- (1) 医師からの指示を保護者に伝え与薬の確認をとらせて頂きます。
- (2) 降園時保護者より与薬依頼書をご確認いただき保護者名をご記入いただきます。



感染症について



1. 予防接種について

予防接種は入園前に出来るだけ済ませておいて下さい。

在園中に接種する場合、接種後の登園は急変のおそれがある為なるべく降園後に接種を受けご家庭で経過観察をして下さいます様ご理解ご協力をお願い致します。

麻疹（はしか）

麻疹は特に感染力が強く、時に命やその後の健康な生活を脅かす怖い病気のひとつです。

MRワクチン（麻疹・風疹の混合ワクチン）

1期の接種は入園までに2期の接種は年長児クラスになったら受けるようにお願い致します。

*MRワクチンの無料接種の時期は

1期：1歳以上2歳未満

2期：小学校就学前の一年間 となります。

2. 感染症の場合の登園について（保育課より）

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐ事で子ども達が快適に生活出来るようにすることが大切です。

お子さまが感染症にかかった場合は医師の診断に従い園での集団生活に適應できる健康状態に回復してから登園するようご理解とご協力をお願い致します。

下記の感染症については、かかりつけの医師より「登園許可証明書」を記入して頂き園にご提出下さい。

百日咳

麻疹（はしか）

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）

風疹

水痘（水ぼうそう）

咽頭結膜炎（プール熱）

流行性角結膜炎

結核

急性出血性結膜炎

溶連菌感染症

アデノウイルス感染症

又インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は当面の間、医師の診断後、出席停止期間終了後に登園する際は、療養解除届を保護者が記入し園へ提出して下さい。

なおその他の感染症（感染性胃腸炎・RSウイルス感染症・ヘルパンギーナ・手足口病・マイコプラズマ肺炎他）はかかりつけの医師より「登園して良い」旨の指示を受けてからの登園となります。



感染症の登園基準



※こども家庭庁 2023年5月一部改訂版 10月一部修正 保育所における感染症対策ガイドラインをもとに作成したのになります。

病名	潜伏期間	感染経路	主な症状	登園基準
注1 インフルエンザ	1~4日	飛沫感染及び接触感染	高熱・倦怠感・食欲不振・関節痛・筋肉痛等の全身症状、咽頭痛・鼻汁・咳等気道症状等	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること（乳幼児の場合）。
2 百日咳	7~10日	飛沫感染及び接触感染	特有な咳、連続性・発作性の咳が長期に続く等	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗生薬による治療が終了していること。
3 麻疹（はしか）	8~12日	飛沫感染 接触感染及び空気感染	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、コプリック斑、顔・頸部発しん等	解熱後3日を経過していること。
4 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）	16~18日	飛沫感染及び接触感染	発熱、唾液腺（耳下腺、顎下腺・舌下腺）の腫脹・疼痛等	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
5 風しん	16~18日	飛沫感染及び接触感染	紅斑発しん、発熱、リンパ節腫脹、悪寒、倦怠感、眼球結膜充血等	発しんが消失していること。
6 水痘（水ぼうそう）	14~16日	飛沫感染及び空気感染	発しん（顔・頭部→全身） 斑点丘しん状→水疱（水ぶくれ）→痂皮（かさぶた）等	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること。
7 咽頭結膜熱（プール熱）	2~14日	飛沫感染及び接触感染	高熱、扁桃腺炎、結膜炎等	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること。
8 流行性角結膜炎	2~14日	飛沫感染及び接触感染	目が充血し、目やにが出る（幼児の場合目に膜が張ることもある）等	結膜炎の症状が消失していること。
9 結核	3か月~数10年	空気感染	慢性的な発熱（微熱）、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ等	医師により感染のおそれがないと認められていること。
10 急性出血性結膜炎	平均24時間 又は2~3日	飛沫感染及び接触感染	強い目の痛み、目の結膜（白眼の部分）の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁等	医師により感染のおそれがないと認められること。
11 溶連菌感染症	2~5日	飛沫感染及び接触感染	扁桃炎（発熱、喉の痛み・腫れ、化膿、リンパ節炎）伝染性膿痂しん（とびひ）等	抗生薬の内服後24~48時間が経過していること。
12 ヘルパンギーナ	3~6日	飛沫感染 接触感染及び経口感染	高熱、のどの痛み、咽頭に粘膜しん、水疱（水ぶくれ）・潰瘍等	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
13 手足口病	3~6日	飛沫感染 接触感染及び経口感染	口腔粘膜、水疱性発しん、発熱・喉の痛みを伴う水疱（水ぶくれ）等	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
14 伝染性紅斑（りんご病）	4~14日	飛沫感染	発熱、倦怠感、頭痛 筋肉痛、淡紅色斑丘しん等	全身状態が良いこと。
15 ウイルス性胃腸炎（感染性胃腸炎） （ロタウイルス感染症）	1~3日	経口感染 接触感染及び飛沫感染	嘔吐、下痢等	嘔吐・下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること。
16 ウイルス性胃腸炎（感染性胃腸炎） （ノロウイルス感染症）	12~48時間	経口感染 飛沫感染及び接触感染	嘔吐、下痢等	嘔吐・下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること。
17 RSウイルス感染症	4~6日	飛沫感染及び接触感染	呼吸器症状等	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
18 マイコプラズマ肺炎	2~3週	飛沫感染	咳、発熱、頭痛等	発熱や激しい咳が治まっていること。
19 突発性発しん	9~10日	移行抗体が消失する乳児期後半以降に唾液等から感染	高熱、解熱するとともに紅斑等	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
20 伝染性膿痂疹（とびひ）	2~10日	接触感染	水疱（水ぶくれ）、びらん、痂皮（かさぶた）等	*病変部を外用药で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあれば登園可能。
21 伝染性軟属腫（水いぼ）	2~7週	接触感染	1~5mm程度の常色~白~淡紅色の丘しん等	*衣類・包帯・耐水性ばんそうこう等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ。
注22 新型コロナウイルス感染症	約5日間 （平均3日間）	飛沫感染 エアロソール感染及び接触感染	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、臭覚異常、（無症状）等	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること。 *無症状の感染者の場合は、検体採日を0日目として、5日を経過すること。

注1・注22は当面の間、医師の診断後、出席停止期間終了後に登園する際は、療養解除届を保護者が記入し園へ提出して下さい。

【 損害責任保険の加入状況 】

園では万が一に備えて下記の障害保険に加入しております。

- 保険の種類 : 有限会社 日本保育協会 総合保険
保険の内容 : 園児怪我・主催行事参加者怪我・賠償事故
備品等に発生した事故 他
保険金額 : 園児・職員・行事参加人数に応じた掛け金

【 緊急時における対応方法 】

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

*管轄する消防署 : 新潟市消防局 西消防署赤塚出張所
新潟市西区木山 822
TEL 025-239-3919

*管轄する警察署 : 新潟西警察署越後赤塚駅前駐在所
新潟市西区みずき野 2 丁目 23
TEL 025-260-0110

【 園での事故による与薬について 】

園で怪我をした際の受診で与薬があった場合

- ① 医師からの指示を保護者に伝え与薬の確認をとらせていただきます。
- ② 降園時保護者より与薬依頼書をご確認いただき保護者名をご記入いただきます。

*嘱託小児科医 : やぎもと小児科
新潟市西区中権寺 2941
TEL 025-262-3100

*嘱託歯科医 : たかだ歯科医院
新潟市西区赤塚 4390
TEL 025-264-3911

*整形外科 : 高橋整形外科クリニック
新潟市西蒲区押付 259-1
TEL 0256-70-4020

*眼科 : おがわ眼科クリニック
新潟市西区内野町 53-10
TEL 025-264-5888

*皮膚科 : 新大駅前皮膚科
新潟市西区坂井砂山 4-14-13
TEL 025-269-1210

*耳鼻咽喉科 : 耳鼻咽喉科相馬医院
新潟市西区五十嵐中島 4-1-8
TEL 025-262-0033

*脳外科 : 新潟脳外科病院
新潟市西区山田 3057
TEL 025-231-5111

園に対してのご意見、ご要望について

当園のことでお気付きになったことは 遠慮なくお伝え下さい。

子育てや保育のことについてのお悩みやご意見・ご要望はお電話や送迎時に保育教諭と直接お話し下さい。

保育という仕事は「人が人を育てる」という生業であり、機械の導入や省力を図ることは非常に困難です。人と人との関係だけに、職員の不手際や対応に対し不愉快に思われたりする方もいらっしゃると思います。子どもを育てることは保護者の方と施設が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。お気付きの点不愉快な事・改善して欲しい事等がございましたら遠慮なくお申し出下さい。

私たちも可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく 最大限の努力をはらっていくつもりです。

なお、当園では職員誰もがこのようなご意見を賜りますが、苦情解決の担当者と責任者をそれぞれ設けています。この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当園と第三者の関係にあります「相談窓口」を設置しておりますので、遠慮なくご相談下さい。

苦情解決責任者	園長 渡辺 八潮
苦情受付担当者	副園長 長谷川 敬子
苦情解決第三者委員	新潟県福祉サービス運営適正化委員会 民生委員 澤田 祥子 玉木 貴美子